

政務活動費に係る議長コメント

平成 27 年 3 月 16 日

滋賀県議会議長 赤堀義次

滋賀県議会においては、これまでから議員報酬の二割削減や通年制議会をはじめとする議会基本条例の制定など、県民に開かれた議会をめざし先進的かつ積極的な議会改革を積み重ねて参りました。

今、全国的に政務活動費が問われている中で、県民のための県議会議員活動に資する、より積極的な政務活動費のあり方、ならびに県民に対する説明責任のあり方について、今一度、議会を挙げて議論する必要があると認識し、この度の各会派代表者会議において以下のとおり確認したところであります。

■確認事項

政務活動費に関する全国の状況や課題等を整理し、県民のための県議会活動に資する、より積極的な政務活動費のあり方、ならびに県民に対する説明責任のあり方について、来期の県議会において、直ちに議会改革検討委員会を立ち上げ検討を開始する。